

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	危険物施設定期点検において、タービン主油タンクガス抽出機(A,B)軸受けドレンプラグに油にじみが認められたため、当該ドレンプラグを点検修理。	G	
2	1号機	タービンバイパス弁機能検査の検査要領書作成において、要領書作成プロセスのルール逸脱(要領書作成に係わる検査員の指名前に要領書が作成された)が認められたため、対応検討。	G	
3	1号機	計量管理等作業業務で使用した非破壊検認装置の搬出確認サーベイにおいて、ケーブル部に5.8Bq/cm <sup>2</sup> の汚染認められたため、当該搬出物品の汚染部位を養生・除染後搬出。	G	
4	1号機	発電機防災設備主タービン軸受け注入用窒素ガスカードル(N02,3)出口弁間のホースにおいて、微少のリークが認められたため、当該ホースを点検修理。	G	
5	1号機	設備パトロール時、原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置制御盤開閉用扉の取っ手を破損させたため、当該取っ手を補修。	G	
6	1号機	放射性ドレン移送系タービン建屋ストームドレンサンプポンプ(B)ストームドレン側逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
7	1号機	放射性ドレン移送系タービン建屋ストームドレンサンプ(A)出口流量計において、指示不良(停止中2.6m <sup>3</sup> /h指示)が認められたため、当該検出器を点検修理。	G	
8	2号機	危険物施設定期点検において、原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンク(A)複式ストレーナ(A)に油にじみが認められたため、当該ストレーナを点検修理。	G	
9	2号機	危険物施設定期点検において、原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンク(B)複式ストレーナ(B)に油にじみが認められたため、当該ストレーナを点検修理。	G	
10	2号機	加熱蒸気系排ガス予熱器入口蒸気圧力調節弁において、動作不良(設定圧に対し高め指示)が認められたため、当該調節弁を点検修理。	G	
11	2号機	加熱蒸気系排ガス予熱器入口蒸気圧力調節弁前弁において、グランドリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
12	3号機	試料採取系復水ポンプ出口溶存酸素計において、指示不良(指示低め)が認められたため、当該検出器を点検修理。	G	
13	3号機	所内用圧縮空気系配管(P51-SA-600)において、腐食が認められたため、当該配管を補修。	G	
14	3号機	主復水器連続洗浄装置A系において、洗浄用ボール回収率の低下が認められたため、調査及び対応検討。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	試料採取系格納容器内ガス分析計ラックサンプルポンプ点検時、異音(シャリシャリ音)及び電動機の温度上昇が認められたため、当該ポンプを点検修理。	G	
16	その他	水処理設備汚泥供給ポンプ(A)点検時、ドライブシャフトに摩耗が認められたため、当該シャフトを溶接補修。	G	